

厚生常任委員会

平成17年12月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司
里川宜志子

○三木 誓士
中西 和夫

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住民課長補佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、木田委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、三木委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります、
（1）議案第65号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 議案第65号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。
今回の改正箇所につきましては、痴呆に対する誤解や偏見をなくすことを目的として、痴呆という用語を認知症に改めるというものでございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 それでは議案書最後のページの要旨の朗読によりまして、ご説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、条例本文、新旧対照表につきましては省略させていただきます。

以上簡単ではございますが、議案第65号、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この条例の改正については当然やっていただいたらいい事なんですが、果たして認知症という言葉が町民の皆さんにどの程度、普及されているというのか、それこそ認知していただけてるかという、そういう周知の度合い、それについては町の方はこれまでどうしてきはったのか、また、住民の皆さんが言葉、文言が変わってきていることの認識をどういうふうにお持ちいただいているかということ。今後も、担当課の方もこれを徹底していただかなあかんと思いますので、その辺のところについて担当課の方から、さらにご説明の方、お願いしたいと思います。

それと、この条例に該当する方というのはどの程度いらっしゃるのかなと、今ちょっと条例改正を見てて思ったんですが、ちょっと細かいことになりますが、数字ということで申し訳ないんですが、お願いしたいと思います。

福祉課長 この条例に関わります広報についてでございますが、この痴呆につきましては、痴呆に関わる用語に関する検討会というものが国の方で設置されまして、痴呆にまつわります問題点等をいろいろ審議していただきまして、広報につきましても認知症、その他いろいろ候補があ

った中で、痴呆に代わる言葉としては認知症が適当ではないかということ、検討会の結果に基づきまして、今回、国の方で政令が改正されるということになっております。それに伴いまして、町の方も、行政用語または条例、規則等の用語の改正を今回行なったものでございます。委員が言われました、これから町民の方にも認知症という言葉の普及していくということは大切なことだと考えておりまして、今後、機会があるごとに、町の方も、窓口、広報等で周知を図っていきたいと考えております

委員長 該当者。

福祉課長 補佐 ただ今の認知症の方の把握につきまして、人数はどれぐらいかというご質問がございましたが、実際、介護保健の給付等に関するデータの中では、認知症の方の数については把握できない状況です。ただ、認定調査の中で、80数項目の中で、認知症と日常生活の関係でどうかという項目がございますので、手作業で1件、1件拾えば、ある程度の方が、期間を決めて調べれば、おおよその数は出てくるかと思えます。

里川委員 今話聞いて、介護保険の発展的な疑問が出たんですが、それはそれで、介護保険の問題のときに、今後ね、要介護1は要支援2に移ってしまうという、その心配もありますのでね、今の説明聞いて、その辺心配になりましたけど、介護手当の支給については、件数はどんなふうになってるんですかね。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時 8分 再開)

委員長 再開します。

福祉課長 手元に16年度の決算の資料で報告させていただきたいと思いま
補佐 す。16年度におきましては、受給者は100名の方が対象となっております。

委員長 他にございませんか。

木田委員 先ほど里川委員もおっしゃったように、痴呆症とずっと聞きなれて
るから、認知症と言われたって、なかなか一般の人には理解し難いと思
いますねけど、その痴呆症は、介護保険というか、これが出来てから
周知されてきた言葉やと思うけど、認知といたら何か、言葉的に
分かりづらいような感じするけど、その点、これから周知していかは
ったら、これで今までの痴呆症みたいに、痴呆症やと聞いたら直ぐ分
かるような言葉になり得ると、国の方でそういうふうに判断しはって、
付けはったと思うけど、ちょっと私にしたら、分かり難い言葉ではな
いかなと思うけど、その点について、痴呆症という言葉はいつから
使われていて、それで今回このように変わった根拠というんですか、
何で認知というような言葉になったんか。こんな分かり難いような、
誰が聞いても分かり易いような言葉にすべきやと思うねけど、なんか
こう、ちょっと意味のわからんような言葉になってんのが、ちょっと
不思議でならんねけど、それら分かる範囲で結構ですので、教えてい
ただきたいと思います。

福祉課長 痴呆という用語につきましては、従来から介護保険が制度ができま
したときから、痴呆という言葉が一般的に知られたと思いますが、従
来から痴呆という言葉はあったと思います。ただ、痴呆という用語は
侮辱的な表現であるということ、また痴呆の実態を正確に表しておら
ないということで、早期発見、早期診断等の取組みに支障がでるとい
うことで、できるだけ早く変更していこうということで国の方で検討

会が設けられました。今、木田委員が言われましたように、認知症という言葉につきましては、その検討委員会の中での、6つの新しい用語を選びまして、それを意見を広く国民から聞かれて、その中で大きな意見があった、または適当という意見のあったものとして認知症という言葉が、現在選ばれたということで聞いております。認知という言葉につきましては、認知障害ということですので、覚える、見る、聞く、話す、考えるなどという知的な機能を象徴する概念ということで、認知という言葉があるということで、その認知につきまして、障害があるということで認知症という言葉が適当であるということで選ばれております。他にも候補としては、認知障害、物忘れ症、記憶症、記憶障害、アルツハイマー症という言葉が6つ選ばれて、それにつきまして、広く意見を聞かれて、その中で検討されて認知症が適当であるということで決められたものでございます。

一般的に行政用語、または一般的に使われている用語につきまして、今回、できるだけ速やかに変えていこうということでございまして、医学的用語の中には痴呆という言葉は、まだ残ってきているというふうに言われています。その方につきましても、今、医学の方では検討会等を持ちまして、検討されているということで聞いております。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮り致します。議案第65号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第65号については当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第６９号、平成１７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進 議案第６９号、平成１７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
課長 予算（第３号）についてであります。まず議案書の朗読をいたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進 まず、５ページ、６ページでございます。
課長 歳出関係におきましては第１款総務費におきまして、第１項総務管
理費及び６ページの第２項徴税費において、計といたしまして２万３、
０００円の増額補正をお願いするものでございます。

次に４ページ、歳入についてであります。第７款におきまして人
件費分に係ります一般会計繰入額の補正といたしまして、２万３、０
００円の増額をお願いするものでございます。

１ページをご覧ください。朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

健康推進 以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第69号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第70号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進 議案第70号、平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてであります。まず議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

健康推進 まず、6ページをご覧ください。

課長 歳出につきましては、第2款医療諸費におきまして医療費の動向を勘案いたしまして、決算見込額を推計いたしまして、2億5,780万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。前年度と比較いたしますと受給者数は減少しておりますものの、受給率の高まったこと、また一人当たりの医療費では6.5%増加しております。そうしたところでございます。

次に、4ページでございます。歳入につきましては、老人保健法の規定に基づく支払基金、国、県、市町村の負担割合に応じまして、第1款支払基金交付金につきまして1億7,197万8,000円、第2款国庫支出金につきまして5,721万8,000円、第3款県支出金について1,430万2,000円、第4款繰入金について1,430万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員 今まだ流行してきてないんですが、新型インフルエンザが流行してきたら、もっと歳出も増えてくると思いますが、この補正予算についてはそのインフルエンザというんですか、その大体の見込みの費用とか、そういうのも含んでの予算ですか。それはまだ全くその中には入ってないんですか。

健康推進 例年、通常のインフルエンザの予算につきましては例年並に計上してありますが、新型インフルエンザにつきましては乗せておらないのが現状です。

里川委員 今、説明を聞いてましてね、受給者は減っているけれども、お一人の受診が増えて、一人当たり6.5%の増ということで、こういう補正予算をださせていただくんだという説明だったんですが、斑鳩町では、この間、最近では予防ということにも力を入れていただいて、いろいろやってきてるし、私自身も非常に、保健センターなど良い取り組みをしていただいていると、とても評価をしているところなんですが、非常に残念なことに、そういう形でお一人の、それぞれの受診の率が伸びているという事は、ちょっと残念だなと思ってるんですが、そのこのところの分析というんですか、病気の種類とか、どういったものが出てきてて、どういった病気やったら、そういうふうな、診療が、点数が嵩むというんですか、それで費用が掛かっているというふうな、そういった変化っていうのか、そういうのがあるようでしたら、その辺の分析、私としても掴みたいなあというのと、それと、一般診療、調剤の増というふうな、ここに書かれてますけども、調剤につきましても、以前から私たちもジェネリック医薬品の採用について、いろい

ろ要望してきてますけども、県立の病院ですら、まだまだ採用している率が低いということなんです、この間にその辺も変化してきているのかということですね、斑鳩町としてもどういうふうに掴んでおられるのか、また働きかけとかされているのか、調剤費も非常に大きいんですよね。お年往かれたかた、よくお薬飲んでおられるの、よく見かけますので、それらについて担当の方で、お答えいただけたらと思うんですが。

健康推進
課長

まず、分析についてであります、受給者数は対前年比といたしまして、95.7%で、若干減少といたしますのは、137名減となっております。

それと、一人当たりの月額医療費につきまして、6.5%、その6.5%といたしますのは、3,560円、一人当たりの増ということでございます。それで、外来歯科につきましては減っておりますものの、やはり入院が増えておるとのこと、それと、先ほどもいいましたように、受診率が高まっておるといのが原因かと思えます。

それと、病名でございますが、前回にも説明させていただきましたワンレセプト当たり、高額のものにつきましては、癌系統のやつと脳梗塞、脳卒中という関係のもの、こういったものが一番増えておるといのが現状でございます、前回にも高額の分につきましては、バットキャリア症候群といたしまして、吐血、下血等の症状が出る、肝臓から出血のする病名があるか、腎不全とか、大動脈弁の拡張症とか、心筋梗塞等について、お話させていただいたとおりでございます。そういった類のものが、金額を圧迫しておるといのが現状であろうかと考えております。

それと、ジェネリック医薬品につきましても、前回も答弁させていただいておりますが、その後の経緯につきましても、前回、話させていただいたとおり、変更はないように見受けられます。といたしますのは、やはりそれぞれのお医者さん等につきましても、経営方針というものが定まっておるといところで、なかなか変更していくというこ

とにつきましては厳しいところがあるかと、このように思っています。以上です。

里川委員 課長の答弁聞いていて、非常に残念なんですけど、やっぱりジェネリック医薬品、かなり金額が違いますので、成分が変わらないものであれば、極力採用していただくと、やっぱり行政としては、これからの厳しい財政状況の中で、住民の立場にたって、医療改革の中でも、ご承知のように12月に入って、医療制度の改定を見越した大綱が出てます。老人医療についても今後変わっていく様相を呈しておりますので、ご本人の負担という問題もありますし、行政側の負担が増となる、この辺、もっと深刻に受けとめて、ジェネリックの関係についても、もっと粘り強くやっていただきたいなと思っております。

それと、今、お聞きしてましたら、やっぱり、癌系統とか、血管性の病気とか、いろいろ入院などが増えてとかいうこともおっしゃっておられますけど、本当に、保健センター頑張ってやっていただいている予防のためのいろんなもの、一度には結果でてこないと思うんですが、これからの高齢化社会に向けて、介護保険もいろいろ変わってくる状況もありますけれども、今、せっかく斑鳩町が頑張ってやってこられたこれは継続してやっていただけて、今やっている事が今後、5年後、10年後にいきってくるように頑張って続けていただけて、できるだけこうやって受診者数が減り、そしてお一人ずつの医療費が少なくなったというような結果が必ず、私はでてくるのではないかと、いうふうに思っておりますので、さらに保健センターの皆さんも大変だとは思いますが、頑張っていただきたいというふうに思っておりますので、是非、力を入れてやってほしいと思います。これについては、できましたら、部長からもご答弁いただきたいと思いますが。

住民生活 部長 まず1点目のジェネリック医薬品の関係でございますが、以前からもお答えをさせていただいておりますように、町の医師会の方にもそういう働きかけをさせていただいておりますが、ただ今、課長がお答

えをさせていただいたような状況の中で、取組みとしてはあまり進んでいないような状況でもございます。委員も、ご指摘ありますように、町といたしましても、当然、新薬よりもジェネリックを使っていくことよっての薬剤の額が下がってくるということになれば、当然、保険事業に対します負担も少なくなつてこようかと、そのような観点からも町といたしましても、町医師会に対しまして、そういう医薬品の使用の方を働きかけは、今後もさせていただきたいと、このように考えております。

もう1点、保健センターでの取組みの関係でございますが、保健センターでの取組みにつきましても、早期発見、早期治療することによりまして、委員もご指摘のように、医療費というのはそんなに掛からないような状況で済もうかと思ひます。こういう観点からも、保健センターとしての取組みをより一層、取組みの強化というような形で図つてまいりたいと考えております。

里川委員 今、ご説明いただきましたが、さらに県の担当の方にも、是非、声を挙げていつていただきまして、斑鳩町の場合でしたら、県立の三室病院などのご利用もござひますし、県立の病院でも極力採用していただけるように、町としても県の方へ、さらにそういった要望を挙げていつていただきたいということを意見として申し上げておきたいと思ひます。

委員長 他にござひますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ござひませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第70号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第72号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

議案第72号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

この補正予算の内容につきましては、予算書に関する説明の歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明させていただきます。

まず歳出からご説明させていただきます。補正予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、人事異動や人事院勧告等の影響によります給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金の人件費所用額におきまして増額補正をお願いするもので、既定予算額に419万8,000円を増額し、3,915万5,000円とするものであります。また、9ページの第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費でも同じく職員手当等の人件費におきまして増額補正をお願いするもので、既定予算額4万7,000円を増額し、1,602万2,000円とするものであります。

次に第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費、第7目居宅介護サービス計画給付費では、今年度の給付額が予算額を上回る見込でありますことから、負担金補助及び交付金におきまして増額補正をお願いするもので、既定予算額にそれ

ぞれ3,056万3,000円と398万5,000円を増額し、それぞれ4億8,353万2,000円と4,874万6,000円とするものであります。

10ページをお開きいただきたいと思います。第2款介護給付費、第2項支援サービス等諸費、第1目居宅支援サービス給付費、第5目居宅支援サービス計画給付費でも、今年度の給付額が予算額を上回る見込でありますことから、増額補正をお願いするもので、既定予算額にそれぞれ407万2,000円と190万9,000円を増額し、それぞれ2,879万7,000円と1,013万7,000円とするものであります。

次に歳入につきまして、ご説明させていただきます。6ページにお戻りいただきたいと思います。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金におきまして、給付額に対する法令で定められている割合の負担金の増加分810万5,000円の増額補正、下の第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金におきましても給付額に対する法令で定められている割合の交付金の増加分1,296万9,000円の増額補正、その下の第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金におきましても給付額に対する法令で定められている割合の負担金の増加分として560万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に7ページですが、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金におきまして、給付額に対する法令で定められている割合の負担金の増加分506万6,000円の増額補正、その下、第2目その他一般会計繰入金におきましても、職員の給与に係ります424万5,000円の増額補正を一般会計から支援としてお願いするものであります。次に第8款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金におきまして補正主要額から国、支払基金交付金、県、町からの繰入額を差引いた額を介護給付費準備基金から繰入金とするため932万3,000円の増額補正をお願いするもので

あります。

次に補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第72号、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 前回も、この増となったことについては、一応想定内の見込の立つ増であったということはお聞きはしておったわけなんですけれども、ただ私非常に心配しているのは、来年の4月からの改定もそうなんです、前倒しの10月の改定の分でも、なかなか状況把握が町がし難い状況にあって、後からの報告になりますから、遅れて報告上がってきますんで、本当に10月から変わったことの状況の把握も十分しきれないまま、来年4月から改定なる分の準備にかかると、とても福祉課の介護保険の担当の方、もの凄い、たいへんなこと、今してはると思うんですよね。そのことについて、よく理解はしておるんですけども、ただ、来年の4月から変わることについて、予算でも補正予算出していかなあかんようなくらい、割りと動いているわけですけども、またそんだけ利用してはる方もたくさんいる中で、この制度改正になることの周知とかいうのを町民の皆さん方にやっていくのはたいへんやなど、今現在、いろいろ準備してやっている途中ですから、4月からの改正の周知については、どんなふうにしていくんかなというのがちょっと心配しているところなんですけれども、その辺についてはどんなふう、スケジュール的に考えておられるのか、担当の常任委員会としては考え方聞いとかないかんかなというふうに思ってる

んですが。

福祉課長

ご質問ありました介護保険の制度の改正につきましては、ご心配いただいているように、なかなか情報等も入ってこない中で、準備の方担当の方がやっておるわけでございます。その状況につきましても、介護保険運営協議会の方で、ご審議いただきながら、制度の改正については計画を立てて、していきたいというふうに考えております。広報につきましては、3月までにはその情報が纏まるという予定でありまして、それが纏まりましたら、4月の保険書の給付ということで、各個人に送付させていただく際に、パンフレット等一緒に入れて、個人の方に周知させていきたいと考えておりますので、また、窓口につきましても、徐々に分かっている部分につきましても相談にも来られました場合には十分心配されないように、困っていることがありましたら、十分またこちらの方で相談に乗っていきたくて考えております。

里川委員

今課長の答弁聞いて、さらに不安になりましたけれども、とにかくこれ、国から制度変えてきて、省令がなかなか下りてこないということで、整理が市町村もし兼ねてとか、という問題、これは介護保険始まった時もそうだったから、今も非常に苦労してもうてんのは分かります。だけど、だからと言って、町民の皆さんや介護保険の被保険者の皆さんや利用されている方、こういった方々、よく分かるように、そしてまた、お年いっての方とかの、理解し難い場合も多いと思います。それが、3月に纏まって、4月から制度改正に移行していくと、いろいろ制度としては4月から変えていかなあかんけれども、3月ぐらいにしか、纏まれへんやろう、3月ぐらいにしか、広報できないやろうということなんで、多分、またそのときには対応が、もの凄く対応を迫られると思うんですよね。福祉課の皆さんね。けども、やっぱり、被保険者、また住民さんの立場にたって、対応の方、していただきたいということを、是非また、たいへんですけど、お願い

をしておきたいというふうに思います。

委員長 他にございませんか。

木田委員 あんまり予算とは関係ないかどうか知らんねけど、公立病院へ入ってはって、3ヶ月で病状が好転しなければ転院というんですか、それを言われるということで、そして病院が紹介してくれるところは、公立の、仮に三室病院へ入ってたら、今度、八木とか、奈良の公立病院でもというようなことを言うてもですよ、そこからは遠い、春日病院というんですか、奈良のほうにある、あそことか、あんまり近くのところへは紹介してもらわれへんのですが、とにかく3ヶ月済んだら、大体もう、直ぐに出よ、出よと、そして自分でも探してくれというようなことを言われますけど、なかなかそんなん、個人では探し難いのに、病院の関連する、県立病院やったら、どこかそういう所、紹介してくれたらいいのと思うけど、今までのパターンから言うたら、そういうことは無かったように思いますが。だから、何のために介護保険掛けているのかなと、やっぱり自分がお世話になるときに対して、それは必要であって掛けんのは当たり前やないのかなと思うけど、そういう時に、自分の行きたいというか、まだ意識ははっきりしてるんやから、ただ、さっき言われたように、話すこともなかなか出来難いとか、歩くとか、聞くとか、そういうふうなことがあるねけど、それに対して、何の自分の意思も通らないということに対して、介護保険、矛盾しているように思うけど、その点、どんなんかなと私はそういうふうに不思議に思っただけかなんねけど。

健康推進課長 これが正確な答弁になるかどうか、分かりませんが、大体、3ヶ月くらいで病院から出されるというような事を、往々にして聞いております。ただ、治療を要するものについては、3ヶ月で打ち切って、出されるというようなことは、まず、ないと、このように思っておりますが、それ以外で、健康といったら語弊があるかもしれませんが、そ

の病状が、一定、安定といおうか、出て行ってもいいよというような方の病名につきましては、出されるというようなことがかなりあるというふうには聞いておりますけれども、その辺につきましては、病院が承知しておるところであって、我々といたしまして、どう、答えていいものかどうかという事について、ちょっと苦慮しておるところでございます。

木田委員 町としては、致し方ないかも分からないが、実際問題としてですよ、寝たきりの人を家へ連れて帰って、家族の人で介護できるかといったら、なかなか素人では出来ないわけですよ。だから、介護を受けるために介護保険とあって、誰しもが掛けているのと違いますか。町に言うたって、国の施策やから、致し方ないんか、わからへんけど。ちょっとその辺が、私は矛盾点あるのと違うんかなと。町もまたお願いしたら、あっちこっち紹介してはくれますが、そこまで町も一生懸命してくれてはんの有り難いが、国とか、もっと大きな上の部分でですね、それをスムーズに行けるようにですよ、そんなん、寝たきりやったら、ご飯食べて、薬は飲んでほらへんの、薬は胃腸薬みたいな、飲んでほんねんけども、とにかく、寝たきりの人なんかやったら、もうこれ以上病状が回復しないちゅうんですか、それを病気というんか、私は病気やと思ってるから、そんなんを病院から放りだすのは、ちょっとおかしいなと思うねけど、せやけどそれは、3ヶ月経ったら、出て行ってくれとやっぱり言われて、他の病院へ、私かて紹介したことあるし、そんな状況なわけなんで、できたら、家族が一番近いところで、やっぱり家族に見守られて介護してもらうのが、やはり本人にとっても一番やと思うので、なんかそういう方法ないのかなと思います。町の方ではそれはしゃあないと思っはんのかどうか、知らんねけど、やっぱりそういうところも、県とかに対してですね、もっと公立病院どうしでも、近いところの方でもお世話になれるような方法を探ってもらえるように、働きかけてもらいたいなと思いますが、それはもうとにかく、医者が判断したら、何と云うても、出ていかん

なん、しょうないような状況ですやんか。だから、寝たきりで帰ってきはって、寝たきりやったら、病気と違うというたら、違うんかも知らんけど、自分では何にもできへんだら、そんなん寝たきりも病気のうちに入んのんと違うかなと思うけど、そこらの判断が、ちょっと、私と医者との見解の違いか知らんけど、その点が不思議でならんねけど、何とかそういう事が、家族の負担にならないように、長期になってきたら、どうしてもやっぱり家族の方が、心労でいらいら、いらいらしてきて、やはりいろんな事件とかも起こってますわな。そういう事にも成りかねないから、公共的などころで、そういう介護を続けていただけるようにしてもらいたいなと思います。これは私の意見というか、そういうふうに働きかけてほしいと、お願いとしておくので、回答は結構ですわ。とにかく、そういう働きかけをどんどんとしていていただきたいと思います。

委員長 答弁はいいということですが、何か。

町長 木田委員のご指摘のように、現状は病院そのものについても、3ヶ月に直ぐ出てくれということでは、今、清水課長も申し上げたように、お互いに病院というのは、三室病院でも、仮に入院させてもらいますよと言ったら、なかなか部屋がございません。満杯ですということで、断られる。そういう状況と、そうしたら、この三室病院を建てた、創設の時には、とにかく5床を空けているやないかという条件とか、いろんな事を以前も申し上げ、委員からもご指摘のあるように、あるんですけれど、緊急の入院とか、いろんな単位性というのは必ずございますから、ただ、公立病院どうしというよりも、どこかある事はあるんですが、なかなか木田委員おっしゃるように、遠いとことか、遠方とか、いろんなところがありますから、その関係で、この地域でも、紀川先生が三郷の国民宿舎を買収されて、ものみの里というのもされてますし、あこは100人のところに、80人ぐらいですから、ある程度そういう者を救ってやろうということで、紀川先生はされたと思

いますし、そういういろんなところがありますから、我々の関係等についてもご相談いただいたら、そういうこともさせていただきたいし、この近くの厚生会病院の関係、若草園とか、そういう施設もございませうから、病院もございませうし、それが世間ではああいう病院へ行ったらあかとか、いろんな事をおっしゃいますから、そういうことにいろいろと問題が出てくるとは思いますけど、我々としてはできるだけ、入院されている方についても、先ほど清水課長が言うたように、直ぐ出てくれということにはならない。ある程度、治療をして、そして現状を考える中で、すんませんけども、どこか病院を紹介しますとか、あるいは病院を変わってくださいということは申されると思いますし、そういう事について、町へ来られた場合は町としてもできるだけ努力をしながら、探して、させていただきますし、木田委員、ご指摘のように、なんでも一緒になって、特別養護老人ホームでも、三室園とか、あくなみ園とか満床であって、待機者何百人と。あるいは第二慈母園が100人待機してますと。しかし、奈良県へいいますと、奈良県下では建っているわけですが、全体的な奈良県のレベルでは、もう十分達してます。これ以上、新しくすることは、なかなか難しいと、認可をしてくれないという現状でございませうし、そういう事を考えますと、その方も斑鳩の第二慈母園とか、あるいはあくなみ園とか、待機している方はやっぱりこの地域に行きたいんだと、入りたいんだとというけども、実際、満床であったら結局亡くなられる方を待つしか、しょうがないというのが現状でございませうし、そこらを考えますと、うまくローテーションが行けばいいですけど、なかなかそう簡単にいけないという現状を踏まえて、我々としては、そういうご相談には十分応じていきたいし、病院の先生方ともご相談申し上げて、空いているところがあるというのか、そういうところを探しながら、これからも考えていきたいと思っております。

木田委員

とにかく、そういう人を収容できるように従ってもらわなしゃあない。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第72号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査案件について、

(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります、(仮称)総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

(仮称)総合福祉会館整備につきましては、前回の委員会で報告いたしましたとおり、建設用地の確保に向け、地権者との交渉が一定纏まりつつある状況であります。現在、各地権者の方にお会いしまして、交渉等を進めているところであります。現在のところ、建設用地につきましては、お手元に配布させていただいております資料1にお示ししている用地でございます。場所につきましては、小吉田1丁目地内でありまして、10筆、7名の地権者となっております。面積につきましては、北側の部分で約6,600平方メートル、南側の部分で約3,400平方メートル、全体では約10,000平方メートルであります。この用地の確保に向けまして、今、地権者との交渉を進めておりまして、用地の確保に全力を挙げて取組んでまいりたいと考えて

おります。今後、建設用地の取得が纏まりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げまして、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上簡単ではございますが、総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

三木委員 今、説明を受けました。この用地の件ですが、図面を見ていただきまして、ちょうど空き地があります。間にぽかんと空き地があるんですが、これについては、ちょっと聞いてはおるんですが、この用地については、今後も町として、交渉して買いにいこうという予定があるのか、その辺お聞かせいただけますか。

町長 今現在、こうして図面で示していますが、当面は6,600、上の部分ですね、間の関係、下の関係、ございますが、いろいろと交渉をするなかで、値段的な問題が出てこようかと思えます。町としても、ある程度、値段的な関係については、ある程度一線を引いていかなかったら、これ以上いくということは、なかなか難しいということも踏まえる中で、でき得る限りは、この6,600の部分は確保していきたい。下の方も、値段的な問題等ございますから、一応、将来的に考えているのは駐車場ということを考えてますが、もし断念であれば、6,600の範囲で総合福祉会館をしていきたいという気持ちで、今現在、三木委員のおっしゃっているやつは値段的にも合わないし、とても無理なご要望でございますから、ちょっとなかなか、そう簡単にはいかないと思ってます。当面は、この6,600を考えていく中で、将来的に、三木委員おっしゃった、下の方の部分については将来、駐車場が出来るということ踏まえた中で、買えれば買う努力をしますが、値段が合わなかったら、6,600の範囲で総合福祉会館をしていきたいという考えでございます。

三木委員　今の町長のご説明の中でも、下の部分は駐車場にということなんです、実は先日、委員長と二人で現地を見てまいりました。この駐車場に入っていくにあたってですね、県道を除いて、Uの字形で2本あるわけですが、両方とも1車線というか、車交差するは出来ないような道路でございます。そうしますと、当然ここに駐車場ができたなら、県道の方に行くとなると、入ってくるのと交差するという事になって、今の拡幅しない限りですね、ちょっと難しいという意味でですね、車の流れというのをですね、法隆寺線の方に流していくとかいうようなことも考えられるんですが、町として、今後、そういう用地買収等が終わった後ですね、車の誘導等含めて、道路計画についてですね、どのように考えているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

助　　役　　現在、パークウェイがございますが、パークウェイから南側に6メートルの拡幅を最近いたしました。計画地までの部分につきましては、大型車両も十分入れるということで、問題ないと考えております。また、計画地の北側の道路、これも町道もその場所については非常に広くなっております。ただ、小吉田の村の中ですね、これが狭いわけです。最近、これを通るのではなく、パークウェイへの誘導ということも考えられますから、そういう方向に向けての対応をしてみたいと、このように考えております。したがって、今、旧街道を広げるといような計画は持っておりません。

三木委員　それでは、今後、用地買収等が入ってきまして、用地買収が終わりましたら、住民の説明であるとか、建設に入っていくんですが、出来ましたら、いつ頃をめぐりにやってらっしゃるのか、その辺ちょっと、分かっておるようでしたら、お知らせいただけますか。

助　　役　　ただ今、町長が買収地についての内容を報告されましたが、この上の方の約6,600平方メートルの箇所については、ほぼ纏まりつつ

あるという段階でございます。ただ、これを纏めていくにはいろいろこれから作業がございまして、実測していかなければならないし、またこの中には農用地の関係もございまして。そういう事も含めて、各作業もしていかなければならないということもございましてから、随時、これから進めていっても、3ヶ月は掛かるのではないかと、このように考えておるところでございます。

三木委員 用地買収等を含めて、まだ2、3ヶ月ということなんですが、ちょうど私が質問している部分は、その後ですね、建設が建つというのはいつ頃の見込みで完成予定を考えているのか、その辺ちょっと。

助 役 当然、継続事業となるというように予定をしております。従いまして、スムーズにいけば、町長がおっしゃってますように、18年度、19年度と、20年度に入る可能性もあるか分かりませんが、そういう段取りでもって、計画を立てていきたいと、このように思っております。

木田委員 6,600平米の方を重点的に買収のお話に入るとのことなんですけど、以前に町が総合福祉会館の計画の中で予定されておる、建物というんですか、本体の面積というんですか、それはいくら必要としていたか。それと、6,600やから幾らかは残ってくると思うけど、その時に駐車場の駐車台数をいくら確保しようとしておられたのか、それと、ここにおいて、それが可能かどうか分からないけれども、もしか、建物自体が2階建てやなしに、平屋の建物としたら、それを建てることによって、駐車場の確保が難しいということになったらですね、それを2階にするとかいうふうなことは可能であるのかどうか、まず、いつも申し上げておるように、ある程度、車の駐車場、西里の計画のときにも、車の駐車場が足りないということで、それとこの借地と、この2点で反対されて、お流れになったという前例としてありますが、仮にここで、6,600の内、5,000平米が必要であっ

て、あと1, 600平米で駐車場が確保できるものかどうか。あとの南の方の3, 400は同時に買収できたらよろしいけど、それはその時になってみないと分からないので、まず第一にこの一番北の方の6, 600の中で計画されるとしたら、そういうことが可能であるのかどうか、それらについて、ちょっと、教えていただきたいと思います。

助 役 現在、町が計画しております建築面積につきましては、約2, 600平方メートルから3, 000平方メートルまでの間ということを考えております。従いまして、それはあくまでも建築面積でございますから、2階にすればその倍がいけるということになってくるわけです。そうした利用については、これから設計していく段階において、検討委員会におきましても、提案していただいている内容を十分把握し、それを事業計画の中に入れていかなければならないということですが、そういう事を含めまして、建築をしていきたいと思っておりますから、建築面積については約2, 600平方メートルから3, 000平方メートルの間と、こういうように考えております。従って、駐車場は大体、60台くらいは取れるのではないかと、このように思いますものの、我々としては先ほど町長がおっしゃいましたように、下の方にも色を塗っております。これについても単価が合えば、ご協力をしていただくということで、これからも進めていくということでございます。

委員長 他にございますか。

中西委員 坪当たりの単価を出せるようでしたら、聞きたいです。

助 役 これまで、その北側の所も交渉に入った経緯ございます。議長もご存知だと思いますが、今の場所については鑑定が11万円と出ておりますから、それを目標として、今、交渉をしている。こういうことでございます。ただ、南側につきましては、農業振興地域であって、農

用地ということでございますから、どうしても単価があがらないということ、この白地については非常に協力を得られないというような状態でございますから、それを町が、先ほど町長もおっしゃったように、町の事業だから所有者の言われるような形で買収するということではなく、一線を引きながら、きちっとした買収をしていきたいと、このように考えております。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、各課報告事項について、(1) 議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 住民生活部、各課所管に係ります平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明させていただきます。この補正予算の内容につきましては、予算書に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明させていただきます。

まず、歳出からですが、住民生活部の各課の人事異動や人事院勧告等の影響によります人件費等の補正及び、福祉課に関係します補正につきまして、私の方からご説明させていただきます。補正予算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費では住民課の人事異動や人事院勧告等の影響によります給料、職員手当等の人件費におきまして、531万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に18ページをお開きいただきたいと思います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、福祉課及び健康推進課の人事異動や人事院勧告等の影響によります90万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、第2目国民年金事務取扱費では同じく、健康推進課の人事異動や人事院勧告に伴います人件費におきまして、8,000円の減額補正をお願いするものであります。続きまして、19ページの第10目福社会館管理運営費では、介護保険制度の改正によりまして、地域包括支援センターを斑鳩町福社会館内に設置することから、その部屋の改装費といたしまして61万6,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、第13目介護保険事業繰出費では介護保険事業への支援といたしまして、介護給付費繰出金及び職員給与費繰出金におきまして931万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の20ページをお開きいただきたいと思います。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では人事異動や人事院勧告等の影響によります人件費におきまして、22万1,000円の減額補正、またその下の第2目児童手当費におきましては、児童手当給付事業におきまして、支給対象児童数が当初見込みを上回りますことから、扶助費として513万5,000円の増額補正をお願いするものであります。第3目保育園費では人事異動や人事院勧告等の影響によります人件費におきまして528万6,000円の減額補正を、また、広域入所の充実におきまして委託児童数が当初見込みを上回りますことから、委託料1,323万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では環境対策課と保健センターの人事異動や人事院勧告等の影響によります人件費におきまして562万9,000円の減額補正をお願いするものであります。次に、22ページの第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費では環境対策課の人事異動や人事院勧告等の影響によります人件費におきまして21万8,000円の減額補正を、次の

23ページの第2目塵芥処理費におきましては91万7,000円の増額補正を、その下の第3目し尿処理費におきましても47万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。9ページにお戻りいただきたいと思えます。まず、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では児童手当給付事業の扶助費及び広域入所委託料の増額補正に伴います国庫負担金としまして、755万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の10ページですが、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金では、先ほどと同じ理由によりまして、児童手当給付事業の扶助費及び広域入所委託料の増額補正に伴います県の負担金としまして294万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上簡単ですが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

健康推進
課長

健康推進課、国保特会、老健について説明させていただきます。18ページでございます。歳出の補正予算、第3款民生費、第1目社会福祉総務費で国民健康保険事業特別会計への繰出金につきまして、2万3,000円の増額をお願いするものでございます。国保特会への補正予算におきまして、ご説明いたしました、人件費の増額補正の分でございます。次に、老健の方でございます。同じく18ページでございます。歳出の補正予算では、第3款民生費、第3目老人福祉費で、老人保健特別会計への医療費分繰出金につきまして、1,430万4,000円の増額をお願いするものでございます。老人保健特別会計への医療給付費の増額補正に伴いますものでございます。また、19ページ第6目医療対策費におきまして、幼児、乳幼児、母子などに係ります医療費の動向を勘案いたしまして、652万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に歳入につきましては、10ページでございます。第15款県支

出金、第1目民生費補助金におきまして、173万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。老人、母子、精神、心身、重度心身等に係ります医療費の増額補正のうち、県費補助金に相当するものでございます。

以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりました。ここで10時30分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開いたします。説明が終了したので、質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 一般会計の補正予算については人勸の関係で反対をさせていただいた関係がありますので、特別会計とか、そういうの言わなかったし、人勸については担当も違いますので、そういった経過があったことを付け加えさせていただいた上で、福社会館の管理運営費、19ページ。地域包括支援センター事務環境整備工事を挙げていただいています。私は前回も地域包括支援センターというのは中立公正でなければならないということも申し上げましたし、そのことについてはご留意いただきたいと、そういう認識をきちっと持ってやっていただきたい、お願いはしてあるんですが、ただ、こういうふうに60万9,000円ですか、出てきた時に、60万ぐらいで一体何をどういうふうな工事をしようとしているのか、というところですね、この辺についてちょっと、60万ぐらいでそういうものがうまいこと出来るんかなというのが、よくこちらも分からないので、どんなふうな整備工事というふうに考えておられるのか、もう少し内容について、お聞きをしておきたいというふうに思っております。

福祉課長 今、ご質問いただきました福祉会館の包括支援センターに伴います改装ですが、現在の福祉会館の2階に会議室がございます。その会議室を包括支援センターの事務所として使用しようということでございます。それに伴いまして、現在の社協の事務所と分かれて事務をするということで考えております。内容につきましては、会議室で使用しておりました照明等が事務所にしては少し暗いという面がありますので、その照明器具の取替えを行ないまして、またエアコン等も事務室用になっておりませんので、据え替えを行うというものでございます。また、電話につきましても社協の事務局とは別回線を引くということで、それに伴います費用、またパソコンにつきましても設置するというので、そのケーブルの据え付け費用、またパソコンのLANの費用、そういうものを見込んでおりまして、合計で61万6,000円という形で、現在、考えております。

里川委員 今、そうしたら聞かしていただいたら、大体が、そういう什器の関係ですよね。整備をしていくというのが。あと、社協さん、入っていく時に入口ひとつですが、表から見て、地域包括支援センターがそこにあるということ、分かるような設備についてはどんなふうに考えておられるのか、と思うのですが。

福祉課長 今現在、在宅支援センターということで、社協の入口にも表示をさせていただいております。それと同じ考え方で、斑鳩町地域包括支援センターという形で表示を大きくさせていただいて、社協の事務局と、それと包括支援センターがその中にあるということを明確に分かるように措置をさせていただきたいと考えております。

里川委員 しつこいようですが、国が示している中立、公正、このことを町もきちっと守っているんだということが、行った人、また通った人に分かるように、出来るだけ独立した形の看板の上げ方というのをしてい

ただいて、中立公正をきちっと保っているんですよということを示せるようなものを工夫しながら、建物に入っても建物の外からもそういうふうになるように、心構えとしても、併せてやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第68号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することにいたします。

次に(2)その他プラスチック類の処理状況について、理事者の説明を求めます。清水環境対策課長。

環境対策課長 その他プラスチック類の処理状況についてでございます。従来、埋立処理をしておりましたがリサイクル処理に移行しておりまして、その他プラスチック類の処理の状況について、本年10月から実施いたしまして2ヶ月あまりが経過した中で、その状況について報告をさせていただきたいと思っております。

まず、住民の方々からの排出の状況でございます。初めて、回収となりましたのは10月6日の木曜日、続きます7日の金曜日でございますが、その2日間に環境対策課の職員で手分けをいたしまして、朝の7時から8時半ごろまでに全ての集積所を確認をさせていただきま

した。その結果を申し上げますと、ほんの一部でございますが、指定袋に収納されていない袋がありましたが、9割5分以上を超えます方々につきましては、ちゃんと指定袋の方に収納をして排出をしていただいております。また、リサイクル処理移行に伴いまして、あらかじめ各自治会長、そして環境保全推進委員の方々に、当面の間、集積所を確認してくださいという形でお願いをしておりました。そういった方々のご協力、ご努力もございまして、現在では指定袋での排出がほぼ定着している状況でございます。

次に、その指定袋に入れていただくこと以外の排出基準、つまり、軽く洗うなり、拭き取りして、なるべくきれいにしていただきたいと思いますというのと、汚れがひどいものにつきましては小袋に入れて出してくださいということをお願いをしていたところでございますが、その遵守状況と申しますか、現在の状況でございますが、変更をさせていただいて、約1ヶ月経過している時点、10月の末ですが、サンプルをとって、チェックをさせていただきました。100袋ですが、サンプルチェックをさせていただきました。その結果、約70%は、今申し上げました排出基準を遵守していただいております。その中でも10%の方々については全てきれいな状態で出していただいております。また6割につきましては、ちゃんと汚れた物につきまして小袋に分納して出していただいていたということでございます。しかし、その一方では、全てのごみを小袋に入れておられたり、生ごみとか、汚れた物がそのまま混入されている物につきましても、約2割程度あったというところでございます。

次に、実際にリサイクル業者に持って行ったリサイクルの状況でございますが、10月の1ヶ月につきましては、45.7トン回収させていただいております。そのうち55%にあたります25.6トンがリサイクル処理をされているというふうに業者から聞かされております。内訳といたしましては、パレットの原材料として、委員の方々も現場に行ってください、ご存知と思いますが、パレットにされる原材料、いわゆるマテリアルリサイクルでございますが、これにつき

ましては2.5トン、約9.8%がマテリアルリサイクルに回っております。固形燃料の原材料にさせていただいたのが、23.1トン、90%ぐらいでございますが、そうした状況でございます。11月につきましては、回収量が35.64トンでございますが、このうち60%、10月につきましては56であったものが、11月につきましては60%に当たります21.34トンがリサイクル処理をされているということでございます。1ヶ月で約4%、リサイクルの率が伸びたということでございます。ちなみにそのうち、マテリアルリサイクルにつきましては1.8トン、ケミカルリサイクルにつきましては19.54トンであったということでございます。事前に、このリサイクル処理に移行、前後のリサイクル率との変化を比較できますように、7月の時点で、先に業者をお願いをしまして、その段階でどのくらいリサイクルができるかということをお業者の協力を得まして、分析をしたことがございます。そのときの分析によりますと、何とか、ケミカルリサイクルですか、固形燃料の原材料として使える物が、多めに見て30%ということございましたので、10月の56%、11月の60%というリサイクルの率につきましては、住民の方々が処理方法等の変更につきまして、十分ご理解いただきまして、ご努力やご協力をいただいた賜物であるというふうに喜んでいるところでございます。

以上、申し上げましたように、ほぼ、順調にリサイクルへ移行できましたのは住民の協力の賜物でございますし、今後もさらに周知を徹底することによりまして、リサイクルの率が上昇して行くように、努力してまいりたいと考えているところでございます。

非常に簡単でございますが、現在のプラスチック類の処理状況についてでございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 報告をお聞きしまして、当初見込より順調にしているんだなとい

うふうに思いますし、私たちは現地も視察も行かしていただいているし、流れもよく分かっておるんですが、住民の方によってはそのイメージがつかめないで、いろんなご意見でてるんですよね。今、課長の説明にもあったように、サンプルとってやられた時でも、若干、そういういろいろ混入されてる状況とか、うまく分けていただけてない状況があったりとかあるということも言われておりますので、このリサイクル率をさらに上げて、しかも町民の皆さんが納得をした上でやっていただくということになりますと、さらにできるだけ自治会の中で、こういうごみ問題について、話をしていただいたり、説明をしていただいたり、ということもこれからも続けてやっていっていただきたいと。そういうことについても、自治会連合会の各自治会長さん宛に、環境対策課としてはこういうことを目指していると、さらに出前講座なども、行ないますよと、積極的に環対の方から言って、自治会長さんなどと相談していただいたら、我々もいろんな、ちょっと理解をしてはらへんの、いろいろ聞いて説明もしますけど、納得もしてもらいながら、進めていきたいし、まだ十分納得していただけない方が結構いはんなというのもあるし、極力そういうふうに、環対として積極的に、今後も町民の方により深く、理解していただき、納得していただくという意味で、大変でしょうけれども、続けていただきたいというのが私の要望なんですけど、それについては。

環境対策
課長

おっしゃるとおりでございます。私どもといたしましても、これが一番いい状態であると考えておりません。当然、協力の目標数値は100%リサイクルできるところでございますので、なかなかそこまでは到達するのは難しいかも分かりませんが、努力の方向といたしましては、自治会別の環境問題学習会、今現在、エコトーク21という形で、各自治会を回らせていただいているところでございますが、今年につきましてはそのビニールごみからプラスチックへの移行で、途切れておりますが、来年度以降も引続いて、出前講座、無理やり押しかけていってますんで、押しかけ講座みたいになっているんですが、そ

こらへんのことも含めまして、環境問題、ごみ問題につきまして、ずっと継続して住民の方々に考えていただきますように、努力を今後も続けてまいりたいと考えております。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 次に（３）古紙類・繊維類リサイクル回収モデル事業について、理事者の説明を求めます。清水環境対策課長。

環境対策課長 古紙類・繊維類リサイクル回収モデル事業についてでございます。いわゆる廃品回収事業の町版という形で考えていただけたらと思えますが、少子化とか、高齢化等々によりまして、地域によりましては集団で古紙類などの集団回収、資源物回収を実施できない自治会に対しまして、本年度からモデル的にはでございますが、古紙類、繊維類を町が回収いたしましてリサイクル処理をいたします古紙類・繊維類リサイクル回収モデル事業ということで、この６月から実施をさせていただいておりますが、その状況につきまして報告をさせていただきます。この６月から１２自治会、これはご希望のあった所も含めて、１２自治会を対象に新聞紙、本雑誌類、ダンボール、紙パック、その他紙製の容器包装類、繊維類、以上の６種類を回収しております。この６月から１１月末までに、６ヶ月間でございますが、衛生処理場へ直接、住民の方々が持ち込みになられた古紙類と併せまして、４１，３９０キログラムを回収させていただいております。それを古紙回収業者に引渡したところでございますが、ちなみに金額的には１８３，８８０円の利益を得たところでございます。この事業の実施によりまして、当町では全地域が新聞紙等の古紙類、古着などの繊維類を分別回収をしていることになりまして、地域でのごみ分別の較差が解消されたというふうに考えているところでございます。また、平成１８年度

からはこの事業の拡大を計画をしております。議会の初日の町長の提出議案説明の前段でも触れていただいたわけですが、紙製の容器包装の回収でございます。現在、実施しておりますモデル事業では、通常、自治会とか、子ども会が実施しております資源物集団回収では取り扱いをしておりますものでございますが、紙製の容器包装でございます。例えば、こういったお菓子の箱、袋でありますとか、ティッシュの箱等々が、そういった紙製の容器包装にあたるわけでございますが、それにつきまして、町で回収をしていってはどうかということを考えておりまして、と申しますのも、こういった物につきましては、集団回収でもやっておりませんので、全て可燃物として出てきているわけでございます。ということは、それだけ焼却する費用が掛かっているということでございますので、町で回収して、販売するというところで、二重に環境にもいいということで、取組んでいこうかと考えています。もっと分かり易くいいますと、紙製容器舗装、そういうマークをよく目にするわけでございますが、こういったマークがついている容器包装類について回収をしていこうと。お菓子の箱でしたら横に書いてますが、こういったものについて回収をしていこうというふうに考えております。ご存知の方はご存知なんですけど、こういったマークを実際に住民の方々がどれだけ認識をされているかということについても、ちょっと不明なところもございます。また、その排出することに関しましても余計な物が発生しないように、同じ容器包装類である紙袋に、これをまたビニール袋に入れてもらったならなにもならないので、これを入れていただくのにまた容器包装の袋に入れていただいて、包むのもできれば紙製の紐でくくっていただくとか、いろんな制約がございますので、そういった事を全町一度にやるのは無理があるのかなというふうに考えておりまして、そういった問題点も事前に把握するという事も必要上、18年度はモデル的に、回収についてモニター事業ということでやらせていただきたいと思います。斑鳩町では世帯数にいたしまして、約10,000世帯ありますが、そのうちの約1割の1,000世帯を対象にして、モニターをしていったらどうかというふう

に考えておりました、この1,000世帯の選択の仕方でございますが、まず、自治会長にお願いをして、自治会には200世帯のところもありますし、20世帯きれるところもございます。いろんなパターンの自治会のところをお願いをして、約1,000世帯の方々にモニターになっていただいて、来年度そういった状況を確認をしていきたいというふうに考えております。その事につきましても、担当の常任委員会でございます委員の皆様方に、あらかじめ、ご承知おきをいただきたいなと思います。希望的観測ばかりで申し訳ないのですが、こういった紙製の容器包装類は家庭のごみの約3.8%を占めると言われてまして、今現在の状況から申し上げますと、町全体で全部回収できたとしますと約160トン回収するという形で、その160トンに、今の町が業者に売り渡している金額として48万円、入ってくる形になり、全部が入った場合の仮定でございますが、そうした事もございますので、燃やす費用を掛けるのと、回収して分別して販売する事によって収益になるということもございますので、是非ともこういった事業については成功させていきたいと考えておりますので、委員の皆様にも、ご協力をお願いするかも分かりませんが、よろしく願いしたいということでございます。

以上簡単ではございますが、来年度からの予定も含めまして、リサイクルモデル事業についての説明でございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 今すごく積極的な取り組みを言っていて、すごくいい事だと思います。ただ、先ほども言いました、本当に住民の方に理解していただいて、納得していただくという、この作業も大変な作業もついて来ると思いますが、ここを重視してやっていっていただきたいということと、今、課長見せてくれました紙マーク、そういうのは、私もかろうじて老眼掛けんでも見えるんですわ。ところが、高齢化社会に向けて、わりとそのマークが見難かったり、分かり難かったりするのが

ありますので、今後は県など通じてでも、もっと国に対しても、そういった業者の方が分かり易いように、そういうマークを付けていってほしいというような要望なども、行政側からも是非とも挙げていっていただきたいなというふうに思います。私も小地域福祉会で視察とかいったりして、びっくりしたんですが、今まで全く気が付かなかったんですが、調味料とか、点字が付いているんですね。調味料のところですね。私、全然知らなくて、カルチャーショック受けたんですが、そういった工夫、そういうものについても点字が可能なものについては、点字表示なども含めて、そういったものを要望していただいて、極力いろんな方がそういう取組みに参加できる、そういう事ができるような社会を創っていく努力を、町としても上へ、そういう要望挙げていって、努力をしていただきたいということ。これは、お願いさせていただきたいと思います。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

町 長 平成17年度の予算の中で、いきいきの里の関係等について、いろいろと皆様方にご迷惑をかけますが、地元との協議等が進まないといえますか、現状は、今年度は集会所等、いきいきの里の増築はやらないということで考えておりますので、ひとつご了解をいただきたいと思えます。

委員長 以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

里川委員 少し気になっていることがあるんで、ちょっとお尋ねしておきたいんですが、来年の4月から風疹とはしかですね、この予防接種、これまで、それぞれ独立して行われていた予防接種が混合予防接種という形に、来年4月から変わっていくという中で、単独で受けてて、片一方受けてて、片一方受けてないというケースの今後の、移行措置というんですか、こういうものについて、町の方では、一応、こういうワクチン接種についても法に基づく定期の予防接種と同様の措置を採るべきであるというふうなことを言われてるんですが、この経過措置について、どんなふうにご考えておられるのか、町民さんの方も混乱が生じてくると違うかなと思うんですけど、ちょっと担当の方の考え方とか、この辺、町としてどんな整理してはんのかというのは、尋ねておきたいなというふうに思うんですけど。

健康推進課長 私どもの、今、手元にある資料でしか、お答えすることはできませんが、確かに言われておりますように、ひとつのものになってくるわけですが、その辺につきましては、まず、経過的に説明させていただきますと、15年の4月から小学校1年生、中学校1年生のツ反、反応、それとBCG廃止ということで、保健センターで4歳未満の乳幼児にツ反とか、BCGの予防接種の実施とか、それから17年の4月から斑鳩町として医療機関における個別で実施、6ヶ月未満の乳幼児に直接BCG接種。ツ反は無くなると17年4月からというような、それと6ヶ月を超えるとBCGの接種ができなくなる経過措置としての扱いができないというようなことでございます。それで、BCG予防接種の個別化に伴う実施内容につきましては、未接種者への啓発、それとか未接種者確認、これらにつきましては最終的には3月28日、30日で終わっておるわけでございます。これらにつきましても、現時点では未接種者の人数等はすべて把握しておりまして、広報4回、個人通知3回等の発送をもちまして、保健センターにおきましてそれぞれ処理させていただいておる現状でございます。

里川委員

あのね、今ちょっと課長、勘違いしてくれてはると思いますねけども、私は来年4月から制度が変わる風疹とはしかが混合の予防接種と変わっていく中で、単独で接種した方がでてくる、単独の接種しかしてなくて、もう片一方してないというような方なんか、でてくると思うんですよ。そういう場合、制度が移行されるときに、斑鳩町はどんな対応をするのか、ということを知りたいんです。それは何でかといいますと、今さっき言ったように、混合ワクチンは2回接種するんですよ。1歳から2歳の間に1回、そして小学校就学前の1年間に1回、2回接種するということになってるんですよ、混合ワクチンはね。ところが、もうこれはほんで、今言うたように、法に基づく措置の接種なんです、混合ワクチンのね。ところが一方しか受けてなくて、もう一方を受けそびれてはった方が、次、もう片一方の接種を受けようとしたときには、これ法による措置にならずに、任意接種になっちゃうというような経過があるんですよ。国は町に対して、市町村に対して、そここのところ市町村で配慮しなさいと。任意接種に変わってしまうことについては配慮しなさいと国は言うてるんですけど、これは私、国に問題あるとは思ってますよ。国に問題あると思ってるけれども、でも町はそういうケース、どうするんですかと、どういうふうに町は考えるんですかということが、本質的に、私としては聞きたかったわけなんですけれども、来年度予算に向けて、そういうところ、方針が固まってないのなら、まだ固まってないということでも結構ですが、やはり、小さい子どもさん、斑鳩町も本当に少子化対策、次世代育成支援計画を作って、やってる中でね、こういう制度が変わったからといって、片一方接種して、片一方されてない方が任意接種で自己負担で、せんならんとか、そういう問題については、やっぱり早くからどう取り組むんか、どう考えるんかいうことはやっといってもらいたいなと私は考えてるわけなんです、そここのところ、今まだ結論出てないんやったら、出てないで結構です。今後、これについて、どういう方向となるか、どういうふうにしたいというふうに町の方が言うて

くれはんのか、お聞きしておきたいと思います。

健康推進課長 風疹、はしか、これ確かに、混合ということでございます。担当におきましては、対策等については考えてはおるものと思っておりますが、詳細につきましては定かではございませんので、後ほど、また後日になろうかと思いますが、ご説明させていただきたいと思います。

里川委員 そしたら、それで結構です。ただ、私が申しあげました、子どもさんたちの予防接種というものについて、町がどのような考え方に立つのかということ、私はその辺のところ、しっかりと見させていただきたいと思っておりますので、町としても最大限の努力をしていただきたいということだけ、お願いをしておきたいと思います。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いたします。

委員長 これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさま
でした。 (午前11時05分 閉会)